

地域医療支援病院名称使用承認に係る承認審査（熊本市立熊本市民病院）

項目	基準	熊本市立熊本市民病院	適否
1 開設者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国 ・ 都道府県 ・ 市町村 ・ 社会医療法人 ・ その他厚生労働大臣の定める者 <p style="text-align: center;">【医療法第4条】</p>	<p>市町村</p> <p>開設者：熊本市</p> <p>名 称：熊本市立熊本市民病院 住 所：熊本市東区東町4丁目 1-60</p>	適
2 紹介患者 に対する医 療提供	<p>他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。</p> <p style="text-align: center;">【医療法第16条の2第1項第6号】</p> <p>以下のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>ア) 地域医療支援病院紹介率が80%以上であること。</p> <p>イ) 地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40%以上であること。</p> <p>ウ) 地域医療支援病院紹介率が50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70%以上であること。</p>	<p>左記 イ)に該当</p> <p>紹介率 75.0 % 逆紹介率 126.9 %</p> <p><内訳></p> <p>・ 紹介患者の数 6,803 人 ・ 初診患者の数 9,066 人 ・ 逆紹介患者の数 11,507 人</p> <p>紹介率 紹介患者の数／初診患者の数 = 6,803 ／ 9,066 = 75.0 %</p> <p>逆紹介率 逆紹介患者の数／初診患者の数 = 11,507 ／ 9,066 = 126.9 %</p>	適

項 目	基 準	熊本市立熊本市民病院	適否
<p>3 共同利用の実施</p>	<p>当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</p> <p>【医療法第4条第1項第1号】 【医療法第16条の2第1項第1号】</p> <p>ア) ・施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。 ・共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。</p> <p>イ) 当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。</p> <p>ウ) 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定めていること。</p> <p>エ) 共同利用のための専用の病床として、適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。 【厚生労働省通知：医療法の一部を改正する法律の施行について】</p>	<p>・共同利用を行った医療機関数 ：延べ 410 件</p> <p>・CT, MRI, RI 等共同利用者数 410 人</p> <p>ア) ・開放されている （熊本市立熊本市民病院開放型病院実施要綱等により確認） ・有（熊本市立熊本市民病院開放型病院実施要綱等により確認）</p> <p>イ) 登録制度有 （熊本市立熊本市民病院開放型病院実施要綱・登録医療機関名簿により確認） 登録医療機関数： 267 機関 ※開設者と直接関係のない医療機関 267機関（100%）</p> <p>ウ) 担当：患者サポートセンター 前田 詠二 氏</p> <p>エ) 常時共同利用可能な病床数 5 床</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>

項 目	基 準	熊本市立熊本市民病院	適否
4 救急医療の提供	<p>救急医療を提供する能力を有すること。</p> <p>【医療法第4条第1項第2号】</p> <p>救急医療を提供すること</p> <p>【医療法第16条の2第1項第2号】</p> <p>ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に対応できるように通常の当直体制以外に救急対応の医療従事者を確保すること。 ・ 重症救急患者のため専用又は優先的に使用できる病床を確保すること。 <p>イ)</p> <p>入院治療を必要とする重症救急患者に必要な診療施設（診察室、処置室、検査室等）を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</p> <p>ウ)</p> <p>救急自動車の搬入に適した構造設備を有していること。</p> <p>エ)</p> <p>次のいずれかの場合に該当すること。</p> <p>①前年度救急自動車搬送患者数／救急医療圏人口×1,000≥2</p> <p>②前年度救急自動車搬送患者数≥1,000</p>	<p>救急医療機関告示済</p> <p>認定期間 : 令和元年10月7日から 令和4年10月6日まで</p> <p>ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者数 : 医師 109人 ・ 専用病床 : 14床 優先的に使用できる病床 14床 <p>イ)</p> <p>確保されている。 救急外来（診察室・処置室）、HCU、NICU、GCU、MFICU、手術室、放射線検査室、臨床検査室、調剤室、内視鏡室等を確保</p> <p>ウ)</p> <p>有している。</p> <p>エ)</p> <p>①及び②を満たす。</p> <p>① $3,817人 \div 917,639人 \times 1000 = \underline{\underline{4.15}}$</p> <p>② 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数 : <u>3,817人</u> (うち入院患者1,480人)</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>

項目	基準	熊本市立熊本市民病院	適否
6 病床規模	原則として200床以上 (病床種別は問わない) 【医療法第4条第1項第4号】	・許可病床388床 (一般病床380床、感染症病床8床)	適
7 病院の法定施設を備えている	① 各科専門の診療室 ② 手術室 ③ 処置室 ④ 臨床検査施設 ⑤ エックス線装置 ⑥ 調剤所 ⑦ 給食施設 ⑧ 分べん室及び新生児の入浴施設 ⑨ 消毒施設、洗濯施設	① 有・適合 ② 有・適合 ③ 有・適合 ④ 有・適合 ⑤ 有・適合 ⑥ 有・適合 ⑦ 有・適合 ⑧ 有・適合 ⑨ 有・適合、一部業務委託	適 適 適 適 適 適 適 適 適
8 地域医療支援病院の法定施設等	① 集中治療室 ② 診療に関する諸記録 ③ 病院の管理及び運営に関する諸記録 ④ 化学、細菌及び病理の検査施設 ⑤ 病理解剖室 ⑥ 研究室 ⑦ 講義室 ⑧ 図書室 ⑨ 救急用又は患者輸送用自動車 ⑩ 医薬品情報管理室 【医療法第4条第1項第6号、第22条】 【医療法施行規則第21条の5、第22条】	① 有・適合 (30 床) (ICU6床、MFICU6床、NICU18床) ② 有・適合 ③ 有・適合 ④ 有・適合 ⑤ 有・適合 ⑥ 有・適合 ⑦ 有・適合 (4 室) ⑧ 有・適合 (4,100 冊) ⑨ 有・適合 (2 台) 有・適合	適 適 適 適 適 適 適 適 適 適

項目	基準	熊本市立熊本市民病院	適否
<p>9 諸記録の管理及び閲覧</p>	<p>「診療に関する諸記録」及び「病院の管理及び運営に関する諸記録」を体系的に管理すること。</p> <p>【医療法第16条の2第1項第4号】</p> <p>・地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師並びに地方公共団体から「診療に関する諸記録」及び「病院の管理及び運営に関する諸記録」の閲覧を求められたとき、正当の理由がある場合を除き患者の秘密を害するおそれのないものを閲覧させること。</p> <p>【医療法第16条の2第1項第5号】</p>	<p>・管理責任者：相良 孝昭 氏 (副院長)</p> <p>・管理担当者：飯塚 正美 氏 (医事課情報システム室主査)</p> <p>・閲覧責任者：</p> <p>診療録 土井 義周 氏 (医事課長)</p> <p>その他 庄山 義樹 氏 (総務企画課長)</p> <p>・閲覧担当者：</p> <p>診療録 坂元 周 氏 (医事課)</p> <p>その他 竹崎 健 氏 (総務企画課)</p> <p>・閲覧場所：</p> <p>診療録 医事課</p> <p>その他 総務企画課</p> <p>・閲覧手続き 申請を受け、本人確認後、開示</p>	<p>適</p>
<p>10 運営委員会及び相談窓口の設置</p>	<p>当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。</p> <p>【医療法第16条の2第1項第7号】</p> <p>【医療法施行規則第9条の19第1号】</p>	<p>・運営委員会：承認後ただちに開催する。その後は年間4回(9月、12月、3月、6月)定期的に開催する予定。</p> <p>※承認前の開催は必須でないことを厚労省医政局に確認済み</p> <p>・患者相談件数 7,904件</p>	<p>適</p>

審査：熊本市保健所 医療政策課